

大和市議会議員政治倫理条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、大和市議会議員（以下「議員」という。）が市民の信頼に最大限応えるため、議員の責務、政治倫理基準、違反行為等に対する審査等について定めることにより、議員による高潔かつ公正な活動を促し、もって大和市議会基本条例（平成25年大和市条例第21号）の趣旨の実現に寄与することを目的とする。

（議員の責務）

第2条 議員は、市民の負託を重んじ、自己の利益よりも公共の福祉を優先し、公人としての自覚及び責任を持って、誠実に職務を遂行しなければならない。

2 議員は、次条に規定する政治倫理基準に違反する事実又は行為があるとの疑惑を招いたときは、速やかに、及び真摯かつ誠実に、当該事実又は行為の真相を明らかにするとともに、議員としての説明責任を果たさなければならない。

（政治倫理基準）

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理に関する基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

- （1）市民全体の代表者として、品位及び名誉を損なう行為により市民の議会に対する信頼を損ねないこと。
- （2）議員の地位を利用して、公正を害する金品の授受を行わないこと。
- （3）本市若しくは本市から当該権限を委任されたものが行う許認可等の処分若しくは行政指導又は本市（本市の出資法人（大和市自治基本条例（平成16年大和市条例第16号）第25条に規定する法人をいう。）を含む。次号及び第5号において同じ。）が締結する請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等に対して有利又は不利となる働きかけをしないこと。
- （4）本市の職員の公正な職務執行を妨げ、本市の職員の権限又は地位による影響力を不正に行使することを求める働きかけをしないこと。
- （5）本市の職員の採用、昇任、配置換えその他人事管理に対して、議員の地位による影響力を行使しないこと。
- （6）政治的若しくは道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受け、又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項に規定する資金管理団体及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）第199条の5第1項に規定する後援団体に同様の寄附を受けさせないこと。

- (7) 議会内での地位又は議員としての地位を利用して、何人に対してもハラスメント
その他人権を侵害し、又は人権を侵害するおそれのある言動をとらないこと。
- (8) 発言又は情報発信（ウェブサイト等への意見の掲載を含む。次号において同じ。）
をする場合は、他者の名誉を毀損し、又は人格を損なう一切の行為（第三者をしてこ
れらの行為をさせることを含む。）をしないこと。
- (9) 発言又は情報発信をする場合は、事実に基づいた正確な情報提供を励行するもの
とし、事実と異なり、又は社会通念上適切でない情報の流布を避けるよう配慮するこ
と。
- (10) 職務上知り得た情報を不当な目的のために使用しないこと。
- (11) 互いの活動の尊重及び円滑な議会運営の観点から、定刻遵守を旨とし、やむをえ
ず本会議又は委員会に遅刻し、又は欠席する場合は、地方自治法（昭和22年法律第
67号）第120条の規定に基づき議会が定める会議規則その他議会が定める規律
に従い届出を行うこと。
- (12) 本会議、委員会その他市議会において議長又は議長から特に権限を与えられた議
員が開催する会議において電子計算機を使用する場合は、議長が別に定める基準に
従うこと。

（審査の請求）

第4条 議員は、政治倫理基準に違反し、又は違反すると思料される事実又は行為（以下
「違反行為等」という。）を認めたときは、当該違反行為等を証明し、又は疎明する書
類を添え、3人以上の議員の連署をもって書面で議長に審査の請求をすることができ
る。

2 前項に規定する3人以上の議員のうち少なくとも2人は、異なる会派に属していな
なければならない。この場合において、会派に属さない議員は、その全員をもって1の会
派とみなす。

3 第1項に規定する審査の請求（以下単に「審査の請求」という。）は、違反行為等を
した議員の任期中（当該違反行為等があった日の属する任期中に限る。）に行わなけれ
ばならない。ただし、当該議員の任期の満了又は任期中の議会の解散（以下「任期満了
等」という。）があった場合において、当該任期満了等に伴う選挙で当該議員が再選さ
れたときは、違反行為等があった日から3年以内に限り、当該違反行為等についての審
査の請求をすることができる。

(議会運営委員会への意見聴取等)

第5条 議長は、審査の請求があったときは、速やかに当該審査の請求の適否について議会運営委員会に意見を求めるものとする。

2 議会運営委員会は、前項の規定により意見を求められたときは、当該審査の請求が前条に規定する要件を満たすか否かを審議し、その結果を議長に報告する。この場合においては、第8条第4項の規定を準用する。

3 当該審査の請求をした議員（次条において「請求議員」という。）及び当該審査の請求に係る違反行為等を行った議員（以下「審査対象議員」という。）が議会運営委員会の委員である場合は、当該委員は前項の規定による審議に加わることができない。

(審査の請求の却下)

第6条 議長は、前条第2項の規定により要件を満たさないとの報告を受けたときは、当該審査の請求を却下することができる。この場合においては、請求議員及び審査対象議員に対し、その旨を通知するものとする。

2 当該審査の請求のあった日から議長が第11条第1項の規定による報告を受けるまでの間に審査対象議員が議員の職を失ったとき（任期満了等に伴う選挙で当該議員が再選されたときを除く。）も、前項と同様とする。

(審査会の設置等)

第7条 議長は、第5条第2項の規定により当該審査の請求が適当であるとの報告を受けたときは、大和市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、議長及び審査対象議員を除いた議員であって各会派から選出されたもののうちから議会運営委員会と同数の委員をもって組織する。ただし、議長及び審査対象議員を除くことその他やむを得ない事由により各会派から選出できず、又は当該数の委員をもって組織できないと認められる場合は、当該事由に係る部分に限り減員する。

3 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 審査会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任される前の会議は、議長が招集する。

5 委員の任期は、当該審査の請求に係る審査会を初めて開催した日から第11条第1項の規定により審査の結果を議長に報告した日又は前条第2項の規定により当該審査の請求を却下し、これを通知した日までとする。ただし、当該任期中に委員の任期満了等があった場合は当該任期満了等の日までとし、当該任期満了等に伴う選挙後に選出

された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、公平、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(審査会の審査等)

第8条 審査会は、議長の諮問に応じ、違反行為等の存否について審査し、及び違反行為等を認定した場合の講ずべき措置について意見を述べるものとする。

2 審査会は、その設置後速やかに審査を開始するものとする。

3 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 審査会の会議は、公開とする。ただし、委員長は、審査会に諮って会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

6 審査会は、審査対象議員に審査会への出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。この場合において、審査対象議員は、弁明の趣旨を明らかにした書面を提出し、及び審査会において陳述することができる。

7 審査会は、審査対象議員その他審査のために必要があると認める者に対し、事情を聴取し、資料の提出を求め、その他必要な調査を行うことができる。

8 審査会は、審査を行うため、専門的な知識を有する者を参考人として出席させ、意見を聞くことができる。

(その他の審査会に関する事項)

第9条 前2条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

(議員の協力義務)

第10条 議員は、第8条第7項の規定による審査会からの調査を受けたときは、誠実に協力しなければならない。

(審査結果の報告及び通知)

第11条 審査会は、設置の日から起算して120日を経過する日までに審査の結果を書面により議長に報告し、及び審査対象議員に通知しなければならない。

2 審査会は、審査対象議員の違反行為等を認定した場合は、当該審査対象議員に対し次

の各号のいずれかの措置を講ずるべきかを協議し、前項に規定する審査の結果に意見として添えなければならない。

- (1) 議員辞職の勧告
- (2) 議会の役職停止勧告
- (3) 一定期間の出席停止勧告
- (4) 議場における謝罪要求
- (5) 警告及び政治倫理基準を遵守する旨の誓約書の提出要求

3 議長は、第1項の規定により審査の結果（前項の規定により意見が添えられた場合は当該意見を含む。以下「審査結果等」という。）の報告を受けたときは、速やかにその内容を審査対象議員に通知しなければならない。

（審査結果等に対する再弁明）

第12条 審査対象議員は、前条第3項の規定により審査結果等の通知を受けたときは、議長に対し、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、当該審査結果等について書面による再弁明を行うことができる。

（審査結果等の公表）

第13条 議長は、第11条第1項の規定により審査会から審査結果等の報告を受けたときは、その内容を速やかに公表するものとする。ただし、同条第2項に規定する場合においては、前条に規定する期間の経過後速やかに公表するものとし、同条の規定による再弁明があったときは、その趣旨を併せて公表するものとする。

（審査対象議員に対する措置）

第14条 議長は、第11条第2項に規定する審査会からの意見に基づき、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法で当該意見に係る措置が講じられるよう配慮しなければならない。ただし、議会又は議長が当該措置を講じようとしたときに、審査対象議員が議員の職を失っている場合は、この限りでない。

- (1) 第11条第2項第1号から第3号までに掲げる措置 当該審査の請求に係る審査で委員長及び委員であった議員による当該措置に係る議案の提出
- (2) 第11条第2項第4号又は第5号に掲げる措置 議長による当該措置に係る指導

2 議長は、前項第1号に掲げる措置が講じられ、又は同項第2号に掲げる措置を講じたときは、その旨を公表しなければならない。

(議長の職務の代理)

第15条 議長が違反行為等を行い、他の議員がこれに対する審査の請求を行うときは、この条例に規定する議長の職務に限り、副議長がその職務を代理するものとする。

2 議長及び副議長がともに違反行為等を行い、他の議員がこれに対する審査の請求を行うときは、この条例に規定する議長の職務に限り、仮議長がその職務を代理するものとする。

3 前項の仮議長の選出については、地方自治法第106条第2項及び第107条の規定を準用する。この場合において、同法第106条第2項中「仮議長」とあるのは「審査対象議員を除く議員の中から仮議長」と、同法107条中「年長の議員」とあるのは「審査対象議員を除く年長の議員」と読み替えるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 第4条から第15条までの規定は、この条例の施行の日以後になされた違反行為等について適用する。